

平成 28 年度
事業計画書

平成 28 年 2 月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

まえがき	... 1
1．社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり	... 2
2．地域社会を支える建設業の経営基盤の強化と 健全な発展のための対応	... 3
3．建設業の担い手確保と労働災害防止対策の推進	... 6
4．建設業における社会的責任への対応	... 8
5．戦略的広報の展開	... 9
6．その他事業・行事の開催	...11

ま え が き

我が国の経済は、安倍政権によるデフレ脱却に向けた経済重視の政権運営により雇用情勢が好転するなど、全体としては緩やかな回復基調が続いているものの、中国経済、石油価格更には金融市場の動向などに懸念材料を抱えた状況にある。

我々建設業界では、建設投資の長期減少傾向に一定の歯止めが掛かった一方で、オリンピック・パラリンピックの開催を控え今後も大きな需要が見込まれる東京等と、公共工事量が減少している多くの地域との格差、更には大手と中小の企業間格差が顕在化しており、地域建設業は依然として先行きが不透明な状況に置かれている。

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手であり、各地域において大きな社会的役割を期待される産業である。我々が将来にわたってその役割を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何より重要であり、安定的かつ持続的な事業量の確保が第一であるとともに、適正利潤の確保を謳った品確法の更なる徹底が必要である。

また、少子高齢化により労働力人口が減少する我が国にあって、建設業における担い手の確保・育成は、産業の存亡に関わる喫緊の課題であり、労働条件の改善などの取組を加速すると同時に、国土交通省が掲げる「i-Construction」などの建設現場の生産性向上に資する取組にも、より積極的に対応することが求められている。

このような状況を踏まえ、本会は平成 28 年度の事業計画を次のとおり策定し、各都道府県建設業協会との強力な連携の下、地域を支える建設業の発展のため、より一層積極的に事業活動を展開することとする。

1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり

(1) 公共事業予算の持続的・安定的な確保と社会資本整備の計画的な 推進

平成28年度公共事業関係予算は、防災・減災対策と老朽化対策の充実とインフラのストック効果を重視し、平成27年度当初予算を僅かに上回る5兆9737億円とほぼ横ばいながら、4年連続の増加となった。

本会としては、工事量の地域間格差に加え、大手と中小の企業間格差が顕在化し、地域のインフラ整備・維持管理や災害対応を担う建設企業が疲弊していることから、明確な国土ビジョンに基づく社会資本整備の計画的推進と公共事業予算の持続的・安定的な確保・拡大について、各都道府県建設業協会と連携し、あらゆる機会をとらえて政府・関係機関に提言・要望を行う。

また、地域建設業界の動向を踏まえ、適時適切に追加的予算措置等の要望を行う。

(2) 被災地の早期復興と大規模災害に備えた防災・減災対策の推進

東日本大震災から5年が経過し、本年度より「復興・創生期間5年」に移行する中で、本格復興のための予算の確保と迅速な執行が求められている。

また、近年南海トラフ連動の巨大地震の発生懸念が高まるとともに、温暖化による異常気象を原因とする自然災害が頻発する我が国において、防災・減災対策等、防災機能の強化と将来に備えた災害に強い国土づくりが喫緊の課題となっている。

このため、東日本大震災からの復興・創生を加速化するための予算と、国民の安全・安心を守り、国土強靱化を推進するための予算を計画的かつ安定的に確保するよう、政府・関係機関に提言・要望を行う。

さらに、広域的大規模災害時に、円滑な復旧・復興を図るための施工体制の確立に向け、国土交通省の「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」等において、必要な提言・要望を行う。

(3) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

改正品確法の適切な運用、入札・契約制度、担い手の確保・育成等、地域の建設業界が抱える諸課題や国土交通省の政策課題等について、官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国9ブロックにおいて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情等を踏まえ、積極的な意見交換を行うとともに、政府・関係機関に提言・要望を行う。

2. 地域社会を支える建設業の経営基盤の強化と健全な発展のための対応

(1) 品確法及びその運用指針等の更なる徹底

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成を目的として改正が行われた、品確法及びその運用指針等の運用開始から1年が経過したことを踏まえ、各発注者における運用指針の運用状況、受注工事における収益性等に関し、調査・分析を行う。

また、「地方公共団体における最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況」の調査等により、各地方自治体の入札契約制度の改善状況等について情報収集を行う。

さらに、それらの調査結果等についてホームページ、「ZENKEN通信」等を通じて情報発信し、各地域における入札契約制度改正の要望活動等に資するよう共有化を図るとともに、入札契約制度や積算基準等について会員企業が適正利潤を確保できるよう、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

(2) 建設生産システムの高度化に向けた対応

生産性向上に関する取組

情報化施工やC I M等の建設業におけるI C T技術の推進、プレキャスト化等による規格の標準化、施工時期の平準化等、建設産業の生産性向上のために国土交通省が推進する施策に関する情報を収集し、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、会員企業が対応可能な環境整備が図られるよう、国土交通省の「i-Construction委員会」関連委員会や「C I M制度検討会」等において提言・要望を行う。

建設生産システムに関する諸問題への取組

建設業の将来を見据え、元請・下請関係や、技術者・技能労働者等をめぐる建設業の構造的な課題に対応するため、会員企業における実態等を調査・分析し、それらを踏まえて国土交通省の「中央建設業審議会」や「基本問題小委員会」等において、地域を支える元請建設企業団体として、積極的な提言・要望を行う。

また、一連の基礎ぐい工事の問題を受け、建設工事の施工現場における適正な施工体制の確保に向け、会員企業が遵守すべき指針の策定等を行う。

さらに、適正施工を確保するための建設工事の施工段階における諸施策や、会員企業が適正利潤を確保できるような建設生産システムに関する調査・分析を行うとともに、関係機関や建設企業の現場担当者等との意見交換等を行い、課題等を集約・整理し、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

建設技術者の技術力等の確保と維持向上等への取組

建設工事の施工現場において活用できる様々な工夫・改善事例を収集し、ホームページ等を通じて情報発信するとともに、技術者の技術力と資質の確保及び維持向上、並びにプレゼンテーション能力の向上を図るため、「技術研究発表会」を開催する。

(3) 公共調達制度等への対応

社会資本の維持管理分野、まちづくり等に関する取組

急速に老朽化が進む社会資本の大更新時代を迎え、安全・安心な暮らしを確保する上で、今後、維持管理分野の重要性が一層高まることから、各地域の社会資本の老朽化対策等に関する知見等を収集するとともに、維持管理分野に関する地域建設企業の果たすべき役割、施策の動向等、特に除雪については契約方式、待機費用等の経費の状況等について調査・分析を行い、政府・関係機関に対し必要な提言・要望を行う。

また、地域建設業の持つ技術力・知見等を社会資本の長寿命化、魅力的なまちづくり等のために主体的・積極的に活用し、地域社会に提案・発信する取組を進めるため、情報の収集・提供、顕彰等に努めることにより、こうした地域建設業の地域社会への働きかけを推奨する。

入札契約・総合評価等の改善に関する取組

地域維持型契約方式を始めとする多様な入札契約方式の活用や中長期的な工事の品質確保、受発注者の業務効率化・高度化等の課題に対応するため、国土交通省の「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」並びに「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」等において、必要な提言・要望を行う。

また、「公共工事品質確保に関する議員連盟」の下にある「公共工事契約適正化委員会」における議論の動向等を注視しつつ、これに対応する各発注者の取組状況等のフォローアップに努め、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

(4) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

税制・金融等を活用した経営改善のための取組

会員企業の良好な経営環境の確保のために必要な税制、地域建設業経営強化融資制度等の各種金融施策、「事業継続計画(BCP)」

等の企業経営の改善に有効な施策の動向について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、必要に応じて講習会等を開催するほか、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

環境関係法令への対応、建設副産物適正処理等への取組

建設副産物のリサイクルと適正処理を更に推進することを目的とした「建設リサイクル推進計画2014」を受け、建設企業がより一層高い意識を持って取り組めるよう情報提供に努めるとともに、建設廃棄物の適正処理に関する講習会や関連書籍等の刊行等を行う。

また、環境関連法令等の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

3. 建設業の担い手確保と労働災害防止対策の推進

(1) 地域建設業の将来の担い手確保・育成対策の推進

人材確保対策に関する取組

「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」に基づき、将来の担い手である若者に将来を託せる夢のある建設業を実感してもらうため、労働環境と処遇の改善に努めるとともに、各種会議に参画し、提言・要望を行う。また、高齢者、女性、外国人労働者など多様な人材の活躍の場を設けるとともに、その戦略的広報の展開を図る。

また、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」による地域連携ネットワークの構築に参画し、富士教育訓練センター、三田建設技能研修センターなどの職業訓練施設の機能強化について、各都道府県建設業協会に情報提供を行い、担い手育成対策を推進する。

さらに、国土交通省主催の「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築に向けた官民コンソーシアム」の動向を注視しつつ、会員企業が参加しやすい低廉なシステムとなるよう取り組む。

女性の活躍の場の拡大に関する取組

「建設業における女性の活躍の場の拡大へのロードマップ」に基づき、建設業における女性の活躍の場を拓げる取組を行うとともに、女性の活躍状況について情報収集に努め、各都道府県建設業協会に情報提供を行う。

また、建設業で働く女性による意見交換の場を設営・拡大するとともに、女性活躍の機運の醸成に資する広報を積極的に展開する。

社会保険未加入対策に関する取組

国土交通省と建設業関係団体等が一体となって進めている社会保険未加入対策について、本会の「公共事業の適切な執行に関する緊急決議」及び「社会保険加入促進計画」に基づき、取組の強化・徹底を図る。

また、全建の「社会保険加入促進Q & A」の普及を図るなど、社会保険未加入対策に関する広報活動に取り組み、各都道府県建設業協会へのキャンペーンの展開や、会員企業へのアンケートの実施など、加入状況の実態を把握し、社会保険加入について周知・徹底を図る。

労働環境の改善に関する取組

建設労働者の賃金、休暇、社会保険等の労働環境の改善に資するため、「雇用管理改善促進事業」、「建設労働者確保育成助成金」等の各種支援策について、厚生労働省に対し積極的に提言・要望を行うとともに、各都道府県建設業協会に情報提供を行い、積極的活用を促す。

また、「全国建設労働問題連絡協議会」において、雇用の安定と労働環境の改善に関する各都道府県建設業協会の取組状況等について意見交換を行うとともに、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

(2) 労働安全衛生対策の推進

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

に向け、大会施設工事が本格化することから、「大会施設工事安全衛生対策協議会」に参画し、関係機関と労働災害防止の徹底について緊密な連携を図る。

また、他産業に比べて高い発生率となっている建設業の死亡・死傷災害の状況を改善するため、建設現場に従事する技術者、職長等を対象とした「労働安全を中心とした研修会」を関係団体とも連携しながら実施するとともに、労働安全衛生法に基づく対策等を周知・徹底し、労働災害の防止に努める。

さらに、日本建設職人社会振興議員連盟において検討が進められている、労働安全に関する「基本法」の検討状況について情報収集に努め、適時適切な対応を行う。

(3) 建設労働者の福祉等に関する提言・要望

建設労働者の福祉の向上及び労働災害防止対策等の事業を行う団体との連携を密にし、諸事業の実施に関する情報収集に努め、各都道府県建設業協会に情報提供するとともに、関係機関に提言・要望を行う。

また、勤労者退職金共済機構の建退共制度のあり方等を調査・分析する検討会の動向に対応し、適切な提言等を行う。

4. 建設業における社会的責任への対応

(1) 建設企業（団体）行動憲章に基づくコンプライアンスの徹底

2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事においても、入札・契約から暴力団排除措置が進められるとともに、昨年明らかになった一連の基礎ぐい工事の問題においても、企業のコンプライアンスの重要性が問われている。

このため、各都道府県建設業協会並びに会員企業に対し、「建設企業（団体）行動憲章」のより一層の周知と、建設企業のコンプライアンスの更なる徹底に取り組む。

(2) 建設業の社会的責任 (C S R) 活動の推進

建設業が国民・社会からより信頼される産業となるため、法令遵守、地域社会への貢献、自然環境への配慮など、建設業が果たすべき役割とその重要性を認識し、C S R 活動の推進に努めるとともに、啓発用のポスター等を活用し、その周知・徹底を図る。

(3) 建設業における社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を更に推進するため、7月を「建設業社会貢献活動推進月間」として中央行事を開催し、優れた活動事例を顕彰する。

また、優秀な活動事例を事例集として取りまとめるとともに、P R 用のパンフレットを作成・配布し、建設業の社会貢献活動の啓発・広報に努める。

(4) 災害対応に係る体制の整備

記録的な豪雨災害等の大規模災害が頻発する中、防災・減災対策、災害対応等を担う建設業界の役割が増大している。

このため、災害予防や応急復旧活動について、各都道府県建設業協会や関係行政機関との広報体制の強化、充実等に向けた取組を進める。

また、災害対策基本法に定める「指定公共機関」に指定されている本会としての役割を果たすため、防災業務計画に基づき、各都道府県建設業協会や関係行政機関との連絡体制の確立、情報の共有化、訓練の実施等、災害対応に係る必要な体制を整備する。

5 . 戦略的広報の展開

(1) 積極的な広報活動の推進

社会資本整備の重要性や、地域経済を支え、地域の安全・安心を守る地域建設業の役割について、国民・社会から正しく理解が

得られるよう、各都道府県建設業協会及び行政・教育機関等と連携し、建設産業のイメージアップに繋がる効果的な広報について調査・検討を行うとともに、将来の担い手の確保・育成に資する広報活動を展開する。

本会の取組やイベントについて、本会ホームページや広報誌「全建ジャーナル」を活用するほか、広報マニュアル「プレスリリースの方法」に基づき、積極的な情報発信を行う。

また、行政機関が主催する「総合水防演習」や「子ども霞が関見学デー」、今年度に初開催が予定されている「第1回防災推進国民大会」などに参加・出展するとともに、国土交通省の「建設産業戦略的広報推進協議会」にも積極的に参画し、地域建設業の活動を広く国民・社会にアピールする。

なお、「全建ジャーナル」については、アンケート等を通じ読者ニーズの把握に努める等、より効果的な広報ツールとなるよう誌面の一層の充実を図る。

(2) 広報体制の充実・強化

本会ホームページや「全建ジャーナル」を活用し、各都道府県建設業協会が行っている広報活動をより積極的に紹介することにより、優秀な広報活動に関する取組の水平展開を図る。

また、広報セミナーの開催等を通して、広報マインドの養成と広報的知識の習得に資する取組を展開する。

特に、自然災害時の各都道府県建設業協会が行う災害対応について、より効果的な広報活動について調査・検討を行う。

(3) 設立70周年記念事業への対応

本会は、昭和23年3月16日に設立され、平成30年に設立70周年という記念すべき年を迎えることとなるため、記念誌の発行等、記念事業の内容・あり方等について検討を行うとともに、必要な準備を進める。

6. その他事業・行事の開催

(1) 建設関係功労者表彰

本会表彰規程・基準に基づき、建設業の振興・発展に貢献された本会役員・会員企業に対し表彰を行う。

(2) 慰霊法要等の実施

建設現場等において不慮の災禍に遭われ、殉職した方々の御霊を供養するため、増上寺境内にある土木建築殉職者慰霊塔において、慰霊法要を執り行う。

(3) 各種報告書、出版物等の刊行

各事業活動での成果を、報告書並びに出版物としてとりまとめ、広く会員その他に配布・販売する。

(4) 経営者層の研鑽のための建設工事・施設見学会等の開催

経営者層の技術の研鑽を深めるため、大型建設工事、最先端技術が導入された建造物等を対象に建設工事・施設見学会等を実施する。

(5) 関係機関、諸団体等との意見交換、情報交換等の実施

建設業界が抱える諸課題や国の政策課題等について、適切に対応するため、関係機関、諸団体等と積極的に意見交換、情報交換を行う。

(6) その他

今後の情勢を踏まえ、必要な場合には所要の事業・行事等を実施する。